**平成２７年（フ）第１０９６０号**
東京都文京区大塚５丁目18―４―304
債務者　寺西　雅也
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１０９６７号**
東京都渋谷区神南１丁目３―１―1201　ＰＲＥＭＩＵＭ　ＣＵＢＥ　Ｇ　渋谷神南
債務者　伊藤　　洋
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１０９６８号**
東京都江戸川区本一色２丁目17―２　アリスⅡ101
債務者　波多野博昭
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１０９８１号**
東京都杉並区堀ノ内３丁目49―19―813
債務者　北原佳代子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１０９８３号**
東京都足立区皿沼１丁目13―２
債務者　浅野　榮次
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１１００４号**
東京都足立区宮城１丁目５―11―106
債務者　葛生あゆみ
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１１０１８号**
東京都町田市本町田2523―７　公社住宅ハ21―202
債務者　伊藤　　豪
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１１０１９号**
東京都港区高輪１丁目23―13　第２青葉苑305
債務者　三瓶　圭子（旧姓岩瀬）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１１０２２号**
東京都新宿区北新宿４―１―14―214、住民票上の住所東京都世田谷区北烏山８丁目17―４―102
債務者　竹田　和弘
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１１０２７号**
東京都杉並区南荻窪３丁目29―21
債務者　牛込　悦子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１１０２９号**
東京都立川市上砂町１丁目13―１　都営上砂町１丁目アパート14棟901
債務者　真野須美子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１１０３０号**
神奈川県横浜市神奈川区片倉４丁目５―３―401
債務者　黒須　夕貴
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１１０３１号**
東京都足立区西保木間２丁目６―２―202
債務者　押味　　学
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１１０３２号**
東京都足立区西保木間２丁目６―２―202
債務者　押味　怜那（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１１０３３号**
東京都日野市多摩平７丁目21―12―201
債務者　松島　一哉
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部